

介護サービス事業者指定等研修会の開催予定

介護保険のサービスを提供する事業者として指定を受けるためには、申請者（開設者の代表者）及び管理者が介護サービス事業者指定等研修会を受講いただく必要があります。

代表者については、既に介護保険法による事業者指定を受けている場合には受講を省略できます。管理者に就任予定の方については、必ず受講してください。

研修会を受講いただくためには、事前に申し込みが必要です。

開催日の1週間前までに FAX 又は郵送で申し込みください。

今回の研修会の開催予定は下記のとおりです。

日 時	場 所	持ち物
令和8年10月2日（金） 14：00 ～ 17：00	大津市市民文化会館 2階 会議室 （※別紙案内図参照）	・ 筆記用具

※本研修会は、今後概ね2ヶ月毎に開催していく予定です。日時等は、随時お知らせします。

※本研修会は、平成24年4月から介護サービス事業者の指定権限等が滋賀県より権限移譲されたことを受け、指定権者である大津市で開催するものです。